二　法第四十九条第二号に規定する再処理等拠出金の収納に関する事項
三　法第四十九条第三号に規定する実用発電用原子炉設置者等に対する助言、指導及び勧告に関する事項
四　法第四十九条第四号に規定する廃炉に関する技術の調査、研究及び開発に関する事項
五　法第四十九条第五号に規定する廃炉に必要な設備の調達及び維持管理を行い、並びにこれを実用発電用原子炉設置者等の共用に供することに関する事項
六　法第四十九条第六号に規定する廃炉拠出金の収納に関する事項
七　法第四十九条第七号に規定する廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払に関する事項
八　その他必要な事項
（資金計画）
第十一条　法第五十八条の資金計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。
一～三　［略］
（予算、事業計画及び資金計画の認可の申請）
第十二条　機構は、法第五十八条前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（機構の成立の日の属する事業年度にあっては、成立後遅滞なく）、申請書に次に掲げる書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。
一～三　［略］
2　機構は、法第五十八条後段の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

二　法第四十一条第一項第二号に規定する拠出金の収納に関する事項　［新設］
三　その他必要な事項
（資金計画）
第十一条　法第四十八条の資金計画には、次の事項に関する計画を記載しなければならない。
一～三　［略］
（予算、事業計画及び資金計画の認可の申請）
第十二条　機構は、法第四十八条前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（機構の成立の日の属する事業年度にあっては、成立後遅滞なく）、申請書に次に掲げる書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。
一～三　［略］
2　機構は、法第四十八条後段の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（事業報告書）
第十四条　法第五十九条第二項の事業報告書には、第十条の事業計画及び第十一条の資金計画の実施の結果を記載しなければならない。
（決算報告書）
第十五条　法第五十九条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。
2　［略］
（借入金の認可）
第十八条　機構は、法第六十二条第一項の規定により長期借入金若しくは短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
一～七　［略］
（余裕金の運用方法）
第十九条　法第六十三条第三号に規定する経済産業省令で定める方法は、金銭信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）とする。

（事業報告書）
第十四条　法第四十九条第二項の事業報告書には、第十条の事業計画及び第十一条の資金計画の実施の結果を記載しなければならない。
（決算報告書）
第十五条　法第四十九条第二項の決算報告書は、収入支出決算書及び債務に関する計算書とする。
2　［略］
（借入金の認可）
第十八条　機構は、法第五十一条第一項の規定により長期借入金若しくは短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
一～七　［略］
（余裕金の運用方法）
第十九条　法第五十二条第三号に規定する経済産業省令で定める方法は、金銭信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）とする。

備考　表中の［　］は注記である。

（一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令の一部改正）
第十二条　一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（制御不能費用の算定） **第六条**　一般送配電事業者は、制御不能費用項目として、減価償却費（規制期間初年度の前年度三月三十一日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。以下この条において同じ。）、退職給与金（規	（制御不能費用の算定） **第六条**　一般送配電事業者は、制御不能費用項目として、減価償却費（規制期間初年度の前年度三月三十一日時点で貸借対照表に計上される見込みの固定資産に対する減価償却費に限り、電源線に係る費用を除く。以下この条において同じ。）、退職給与金（規